設　備　点　検　保　守　要　綱

（公財）三重県下水道公社

（目的）

この設備点検保守要綱（以下「保守要綱」という。）は、三重県流域下水道事業保安規程細則第１章第３条の規程に基づき（公財）三重県下水道公社（以下「公社」という。）が三重県から受託管理する下水道事業の用に供するための事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため定めるとともに、浄化センター全般にかかる効率的な維持管理と作業安全を確保することを目的とする。

第１章　一般事項

（法令等の遵守）

第１条　　職員（「施設運転監視業務委託業者の従業員」を含む。以下同様とする。）は、法令及び規程に基づき定められた三重県流域下水道事業保安規程(以下「保安規程」という。)、並びにこの保守要綱を遵守し作業の安全確保と事故の未然防止に努めなければならない。

（要綱を遵守する作業）

第２条　　この保守要綱を適用する作業の分類は、次のとおりとする。

（１）保安規程細則第２章第４条に分類された三、四、五、に関する作業。

（２）浄化センターの設備を維持管理していくために行う作業。

（所長の責務）

第３条　　浄化センター所長は、前条の作業を職員に実施させる場合は、次によるものとする。

（１）関係者（統括管理電気主任技術者(以下「主任技術者」という。)を含む。）と連絡を密にし、保安の確保と作業の安全に努めなければならない。

（２）この保守要綱に基づき浄化センター設備の機能維持、予防保全を図り、安定した下水処理に努めなければならない。

（３）浄化センターの作業環境が温度、湿度、塵埃、硫化ガス等により悪影響を与えないよう環境改善に努め、労働災害防止を図らなければならない。

（４）地震、火災等における緊急時の対策、体制を定め災害発生における浄化センターの復旧に万全を図らなければならない。

（機器の使用）

第４条　職員は、三重県から新たに受託した施設、更新された機器を使用する場合は、引き渡された完成図書及び試験記録に基づき、その構造、性能を十分把握、確認のうえ使用するものとする。

２　職員は、休止中の機器を使用する場合は、事前に点検し電気機器については絶縁抵抗を測定し、問題ないことを確認のうえ使用するものとする。

（職員の教育）

第５条　所長は、作業の合理性、技術の向上及び作業安全の確保のため、保安規程１０条に規定された保安教育、訓練を定期又は不定期に職員に対し行う。

（作業の安全確保）

第６条職員は、円滑な作業実施と安全を確保するため次のことを実施しなければならない。

（１） 作業内容及び作業に必要な停電もしくは機器の停止範囲を確認し、施設の正常な運営に支障がない限り十分な停電範囲を確保する。

（２） 停電作業を実施する場合は、事前に「電気設備操作手順書」を作成し、主任技術者及び所長の承認を得る。

（３） 作業実施前に作業員に対し次の安全対策を講じさせる。

① 作業に適した服装、保安帽、保安靴、マスク、手袋等の着用。

② 作業を行う上での十分なスペース確保。

③ 高所作業での命綱の使用及び必要に応じて落下物防止処置。

④ 電気設備の活線作業の禁止。

⑤ 操作室及操作盤の操作スイッチ「操作禁止」表示の処置。

⑥ 充電部分に隣接する作業での柵又はロープによる立ち入り禁止処置及び「充電中」、「立入禁止」表示の明示。

⑦ 夜間及び暗部での作業時の作業用照明の確保。

⑧ 池、マンホール等開口部への柵の設置及び危険表示の明示。

⑨ 酸欠、有毒ガス等が発生する可能性のある場所での酸素等濃度計による作業安全確認及び通風換気による安全確保。

⑩ 作業場で使用する工具、部品等の整理整頓。

（４） 停電作業における検電による確認及び現場アース取付確認。

（５） 作業終了時は、現場作業責任者との作業完了確認、現場アース取り外し、関係個所に連絡のうえ復旧操作を行う。

（記録等の作成、保管）

第７条　　所長は、三重県下水道公社文書規程に定めるほか電気事業法に基づく電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため次の区分により作成、保管する。

（１） 電気の保安に関する記録の取扱は、保安規程１９条に基づく記録取扱要領による。

（２） 上記（１）に基づく記録の他、点検記録及び設備保守と密接に関係する浄化センター運転関係記録類。

【参考】

定期点検記録、処理日報、水処理及び汚泥処理日報、電力日誌、脱水機運転記録、機械電気設備日常点検表、ポンプ設備巡回点検表、電動ホイスト定期自主点検記録表、水処理及び汚泥処理月報、下水処理年報、運転記録チャート等

（３） 監督官庁の設備許認可及び設置届出書

（４） 管轄消防署への定期点検報告書

（５） 三重県から設備引き渡しを受けた工事完成図書

２　　記録等の保管期間は次のとおりとする。

（１）電気の保安に関する記録の取扱は、保安規程１９条に基づく記録取扱要領による。

（２）浄化センター点検記録及び設備保守と密接に関連する運転関係記録は次による。

・定期点検記録、処理日報、水処理及び汚泥処理日報、水処理及び汚泥処理月報、下水処理年報類関係　　１０年

・電力日誌、脱水機運転記録、機械電気設備日常点検表、ポンプ設備巡回点検表、電動ホイスト定期自主点検記録表、運転記録チャート類　　３年

・監督官庁の設備許認可及び設置届出書　該当設備が存続する期間

・工事完成図書　該当設備が存続する期間

・管轄消防署への定期点検報告書　３年

（予備品、計器、保安用具類の保管）

第８条　　所長は、予備品等の保管に当たっては管理責任者を定める。

管理責任者は予備品等を常に最適な状態で保管し、必要時は速やかに使用できるように次のように管理する。

（１）予備品（三重県からの貸与物品を含む。）は、梱包するなどして当該予備品にとって最適な方法で保管する。

（２）点検に必要な計器、保安用具類は定期的な校正、安全確認を行なう。

（３）予備品、計器、保安用具類については、員数、保管場所を整理記録する。

第２章　点検手入れ基準

（点検の種別）

第９条　　定期的な巡視、点検及び測定については、次の各号に掲げる事項によるものとして、その内容は別表１によるものとする。

１ 定期点検

（１）巡視

毎日行う日常巡視、週間点検、月例点検、６カ月点検からなり、運転又は停止中、休止中の機器装置に対し主として感覚並びに機器装置に常備されている諸計測器等により異常の有無を確認し、適宜軽微な清掃及び手入れを行うものをいう。

（２）定期点検

１年以上の間隔で定期的に行うもので、機器装置の運転を停止し又は運転を停止することなく、主として外部から機器装置各部の異常の有無の点検、清掃及び計測器による内部診断、性能試験を行うものをいう。

（３）精密点検

機器装置の運転を停止し、主として機器、装置を分解し、細密に内部点検のうえ損傷、磨耗その他異常部分の取替え又は補修を行い、あわせて測定器により更に詳細な内部診断、性能確認を行うものをいう。

２　臨時点検

前項に掲げる事項の他、次の各号のいずれかに該当する場合に主として関係部分を対象に臨時の点検手入れを行うものとする。

（１）運転中の機器装置の異常。

（２）同形障害対策の実施。

（３）その他予防保全的な点検手入れ及び診断。

（点検種別の適用）

第１０条　　前条の点検種別の適用については、次によるものとする。

（１）定期点検を実施する場合は、点検する機器、装置の巡視内容を併せて行う。

（２）精密点検を実施する場合は、点検する機器、装置の定期点検、巡視内容を併せて行う。

（３）臨時点検を実施する場合は、該当する機器、装置部分を対象に点検手入れを行う。

（点検周期）

第１１条　点検周期は、保安規程第１２条別表４に基づき定めたこの保守要綱の別表１により実施する。

（点検手入れ基準の変更）

第12条　別表１に示す点検周期は、標準的な点検内容、周期を定めたものであり、機械設備、計装設備、監視制御設備等については当該設備の使用状態、不具合状況に応じて点検内容、周期を変更することができる。

但し、保安規程に定めたものを変更する場合は主任技術者の承認を得る。

（センター別保守点検基準の策定）

第１３条　所長は、浄化センターの機器装置等について、施設運転監視業務委託業者に点検基準を提示するための第１１条に基づいた「センター別保守点検基準」の策定をする。

２　計装及び計算機設備の点検周期は別表１に準じ行うが、水質計器等下水処理運転に重要なもの、１０年を超えたものについては毎年点検し機能確認を行う

（点検方法）

第１４条　　点検手入れの具体的実施方法は、設備製作設置業者の取扱説明書等の点検方法によるほか、過去の点検手入れ報告、前回の記録に留意し適切に実施する。

第３章　判定基準

（部品取替えの判定）

第１５条　点検対象機器の磨耗、腐食、劣化等により部品を取り替えるための判定基準は、原則として別表第２の定めによる。

（合否の判定）

第１６条　点検機器（設備）の据付にかかる合否の判定は、別表第３の定めによるものとし、監督員又は作業責任者は据付が正しくこの数値内に収まっていることを確認する。

この数値内に収まっていない場合は、再調整を行わせるよう指示する。

２　点検機器（設備）の性能にかかる試験又は測定による合否の判定は、別表第４の定めによるものとし、その判定は監督員又は作業責任者が行う。

（不合格の措置）

第１７条　前条第２項の規定により、不合格の判定となった場合は監督員又は作業責任者はすみやかに上司に報告を行い、上司はその機器の一部又は全部を修理又は取替えの措置を講じるものとする。

附則　　この要綱は平成１２年　　月　　日より適用する。
この要綱は平成１６年　３月　５日より適用する。
この要綱は平成１６年　９月　１日より適用する。
この要綱は平成２５年　４月　１日より適用する。